

「石油ガス税法基本通達」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改正後	改正前
<p>(輸出に関する明細)</p> <p><u>第33条</u> 法第11条《輸出免税》に規定する輸出免税の適用を受けようとする者は、<u>令第5条第1項《輸出免税》に規定する方法により当該課税石油ガスの輸出に関する明細を明らかにしなければならないのであるが、当該輸出免税の適用を受けようとする者が、同項第1号に掲げる当該課税石油ガスが輸出されたことを証するいずれかの書類又は同項第2号に掲げる亡失証明書を保存しているとき（輸出免税の適用を受けようとする者が実際の輸出者でないため、これらの書類等を保存することができない場合において、その写しを保存しているときを含む。）は、同項に規定する方法によりその明細を明らかにしているものとして取り扱う。</u></p> <p><u>2</u> 令第5条第1項第1号に規定する「<u>当該課税石油ガスが外国に陸揚げされたことを証明した書類</u>」とは、<u>陸揚げされた場所の所在地の所轄税関長が証明した書類をいう。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(外国陸揚証明書)</p> <p><u>第33条</u> (新設)</p> <p>令第5条《<u>輸出免税にかかる手続等</u>》第1項に規定する「<u>外国に陸揚げされたことを証明した書類</u>」は、<u>課税石油ガスを外国に陸揚げした事実について日本国政府の出先機関またはその陸揚げした場所の所在地の所轄税関長が証明したものによることに取り扱うものとする。</u></p> <p><u>(輸出証明書の提出期限の延長)</u></p> <p><u>第34条</u> 法第11条《輸出免税》第3項第1号の規定による届出は、<u>輸出証明書の提出予定日に変更があつた場合には、再度行なうことができるのであるから、当初から当該予定日をいたずらに長期化させることのないよう、関係者を指導するものとする。</u></p> <p><u>2</u> 法第11条第3項第2号の規定による承認は、原則として、<u>同号に規定する「当該申告書の提出期限から3月を経過した日」から1月以内（陸揚証</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(災害等の範囲)</p> <p>第35条 法第12条《<u>移出に係る課税石油ガスの特定用途免税</u>》第4項、法第13条《<u>引取りに係る課税石油ガスの特定用途免税</u>》第6項又は令第5条《<u>輸出免税</u>》第1項第2号に規定する「災害その他やむを得ない事情により亡失した」の意義は、おおむね次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 「災害」とは、震災、風水害、雪害、凍害、落雷、なだれ、がけくずれ、地すべり、火山の噴火等の天災又は火災その他の人為的災害で自己の意思によらないもの等をいう。</p> <p>(2)、(3) (省略)</p>	<p>明書の提出が予定されている場合には3月以内)の日を指定して与えるものとする。</p> <p>3 <u>前項の規定により承認した期間につき、船積みの遅延等特別の事情がある場合には、その必要と認められる期間に限りさらに延長することができるものとする。</u></p> <p>4 <u>法第11条第3項第2号の規定は、同項第1号の規定により届け出た予定日が同項第2号に規定する「当該申告書の提出期限から3月を経過した日」以後に変更される場合においても適用されるのであるから留意する。</u></p> <p>5 <u>法第11条第3項の規定の適用を受けた者が、同項第1号に規定する当該予定日または同項第2号に規定する当該税務署長が指定した日までに当該書類を提出しなかつたときには、その移出にかかる課税石油ガスについては当初から課税移出したものとして修正申告書の提出または更正により石油ガス税を納付すべきものとなるのであるから留意する。</u></p> <p>(災害等の範囲)</p> <p>第35条 法第11条《<u>輸出免税</u>》第4項(法第12条《<u>移出にかかる課税石油ガスの特定用途免税</u>》第3項において準用する場合を含む。)または法第13条《<u>引取りにかかる課税石油ガスの特定用途免税</u>》第6項に規定する「災害その他やむを得ない事情により亡失した」の意義は、おおむね次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 「災害」とは、震災、風水害、雪害、凍害、落雷、なだれ、がけくずれ、地すべり、火山の噴火等の天災<u>または火災</u>その他の人為的災害で自己の意思によらないもの等をいう。</p> <p>(2)、(3) (同左)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(特定用途免税移入明細書の提出期限の延長)</p> <p>第37条 <u>法第12条《移出に係る課税石油ガスの特定用途免税》第3項第1号の規定による届出は、令第8条《移出に係る課税石油ガスの特定用途免税の手續等》第1項に規定する書類の提出予定日に変更があった場合には、再度行うことができるのであるから、当初から当該予定日をいたずらに長期化させることのないよう、関係者を指導するものとする。</u></p> <p>2 <u>法第12条第3項第2号の規定による承認は、原則として、同号に規定する「当該申告書の提出期限から3月を経過した日」から1月以内の日を指定して与えるものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の規定により承認した期間につき、交通の途絶等特別の事情がある場合には、その必要と認められる期間に限り更に延長することができるものとする。</u></p> <p>4 <u>法第12条第3項第2号の規定は、同項第1号の規定により届け出た予定日が同項第2号に規定する「当該申告書の提出期限から3月を経過した日」以後に変更される場合においても適用されるのであるから留意する。</u></p> <p>5 <u>法第12条第3項の規定の適用を受けた者が、同項第1号に規定する当該予定日又は同項第2号に規定する当該税務署長が指定した日までに当該書類を提出しなかったときには、その移出に係る課税石油ガスについては当初から課税移出したのものとして修正申告書の提出又は更正により石油ガス税を納付すべきものとなるのであるから留意する。</u></p>	<p>(特定用途免税移入明細書の提出期限の延長)</p> <p>第37条 <u>法第12条《移出に係る課税石油ガスの特定用途免税》第3項において準用する法第11条《輸出免税》第3項の規定による特定用途免税移入明細書等の提出期限の延長については、第34条《輸出証明書の提出期限の延長》の規定を準用するものとする。</u></p>
<p>(移出に係る課税石油ガスの特定用途免税に関する特例)</p> <p>第37条の2 法第12条の2 《移出に係る課税石油ガスの特定用途免税に関</p>	<p>(移出に係る課税石油ガスの特定用途免税に関する特例)</p> <p>第37条の2 法第12条の2 《移出に係る課税石油ガスの特定用途免税に関</p>

改 正 後	改 正 前
<p>する特例》第1項の規定の適用を受けようとする者は、令第9条の2《移出に係る課税石油ガスの特定用途免税に関する特例》第1項に規定する方法により当該課税石油ガスが当該場所に移入されたことについての明細（以下この条において「移出入の明細」という。）を明らかにしなければならないのであるが、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によっているときは、移出入の明細が明らかにされているものとして取り扱う。</p> <p>なお、法第12条の2第1項の規定の適用を受ける場合であっても、納税申告書に当該課税石油ガスの移出に関する明細書を添付する必要があることに留意する。</p> <p>(1)、(2) （省略）</p> <p>2～4 （省略）</p> <p>5 当該課税石油ガスを移出した者と当該課税石油ガスを移入した者が同一である場合であって、第1項第1号に定める方法によっているときは、法第12条第5項に規定する書類（以下「特定用途免税移入届出書」という。）の提出を省略させても差し支えない。この場合、当該課税石油ガスの移入者に対しては、当該移入場所について法第23条第1項《開廃等の申告》に規定する申告書を提出させるとともに、これに免税移入しようとする課税石油ガスの種類、年間移入見込数量等を記載した書類を添付させる。また、提出した書類の記載内容に異動が生じた場合には、その都度異動後の内容を記載した書類を提出させる。</p> <p>6、7 （省略）</p> <p>（特定用途免税の用途変更の範囲等）</p> <p>第43条 法第12条《移出に係る課税石油ガスの特定用途免税》第7項及び同</p>	<p>する特例》第1項の規定の適用を受けようとする者は、令第9条の2《移出に係る課税石油ガスの特定用途免税に関する特例》第1項に規定する方法により当該課税石油ガスが当該場所に移入されたことについての明細（以下この条において「移出入の明細」という。）を明らかにしなければならないのであるが、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によっているときは、移出入の明細が明らかにされているものとして取り扱う。</p> <p>なお、法第12条の2第1項の規定の適用を受ける場合であっても、納税申告書に当該課税石油ガスの移出に関する明細書を添付する必要があることに留意する。</p> <p>(1)、(2) （同左）</p> <p>2～4 （同左）</p> <p>5 当該課税石油ガスを移出した者と当該課税石油ガスを移入した者が同一である場合であって、第1項第1号に定める方法によっているときは、法第12条第4項に規定する書類（以下「特定用途免税移入届出書」という。）の提出を省略させても差し支えない。この場合、当該課税石油ガスの移入者に対しては、当該移入場所について法第23条第1項《開廃等の申告》に規定する申告書を提出させるとともに、これに免税移入しようとする課税石油ガスの種類、年間移入見込数量等を記載した書類を添付させる。また、提出した書類の記載内容に異動が生じた場合には、その都度異動後の内容を記載した書類を提出させる。</p> <p>6、7 （同左）</p> <p>（特定用途免税の用途変更の範囲等）</p> <p>第43条 法第12条《移出にかかる課税石油ガスの特定用途免税》第6項お</p>

改 正 後	改 正 前
<p>条第<u>8</u>項（法第13条《引取りに<u>係る</u>課税石油ガスの特定用途免税》第7項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する「譲り渡し」には、同一の特定用途に供するために他人に譲り渡した場合も含む趣旨であるから留意する。</p> <p>2 法第12条第<u>8</u>項の規定により石油ガス税が徴収される場合には、その消費<u>又は</u>譲渡の行なわれた場所とその課税石油ガスを免税で最初に移入した場所とが異なるときであ<u>つ</u>ても、その最初に移入した場所（第40条《特定用途免税に<u>係る</u>課税石油ガスの移入場所が移転等した場合の取扱い》の規定に該当する場合には、その移転先等の場所）を納税地として取り扱うものとする。</p>	<p>よび同条第<u>7</u>項（法第13条《引取りに<u>かかる</u>課税石油ガスの特定用途免税》第7項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する「譲り渡し」には、同一の特定用途に供するために他人に譲り渡した場合も含む趣旨であるから留意する。</p> <p>2 法第12条第<u>7</u>項の規定により石油ガス税が徴収される場合には、その消費<u>または</u>譲渡の行なわれた場所とその課税石油ガスを免税で最初に移入した場所とが異なるときであ<u>つ</u>ても、その最初に移入した場所（第40条《特定用途免税に<u>かかる</u>課税石油ガスの移入場所が移転等した場合の取扱い》の規定に該当する場合には、その移転先等の場所）を納税地として取り扱うものとする。</p>